

白山市監査公表 第7号

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づき監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年9月30日

白山市監査委員 丹 保 昭
同 村 山 一 美

住民監査請求に係る監査結果

（平成20年9月1日請求）

《千代野第三集会所使用料について》

目 次	
白山市監査公表 第7号	
第1 請求の受付	1 請求人
	2 請求書の提出
	3 請求の内容
	4 請求の要件審査
第2 監査の実施	1 監査対象事項
	2 監査対象部局
	3 請求人の証拠の提出及び陳述
	4 請求事項の財務事務監査及び事情聴取
第3 監査の結果	1 事実関係の確認
	2 請求人の主張と関係職員の陳述
	3 監査委員の判断
	4 結 論

記

第1 請求の受付

1 請求人

1名（氏名は省略）

2 請求書の提出

平成20年9月1日

3 請求の内容

請求人提出の白山市職員措置請求書(資料)による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

(1) 主張事実（要旨）

① 請求の対象とする職員

白山市長 角 光 雄

② 財務会計上の行為

平成19年度に、白山市が千代野ありんこ学童クラブ（以下、「同クラブ」という。）に支払った放課後児童健全育成事業委託料中、平成18年9月分以降の千代野学校開放管理センター通称千代野第三集会所（以下、「当該物件」という。）使用料相当額の公金支出をした行為

③ 違法・不当とする理由

(ア) 平成19年12月、同クラブは、平成19年4月1日に遡って白山市と放課後児童健全育成事業委託契約（以下、「業務委託契約」という。）を締結した。

同様に、千代野学校開放管理センター管理業務委託契約（以下、「管理委託契約」という。）に基づき、平成19年4月1日に遡って月1万円の使用料を支払うことで、当該物件の使用許可を千代野町内会連合会（以下、「連合会」という。）から受けた。

(イ) 平成19年12月28日及び平成20年1月25日に、同クラブは、白山市から(ア)の業務委託契約に基づき委託料（平成18年度、平成19年度の当該物件使用料を含む。）の支払いを受けた。

(ウ) 平成20年1月31日、同クラブは、(イ)の委託料のうち平成18年度、平成19年度の当該物件の使用料を連合会に支払った。

(エ) しかし、白山市と連合会との当該物件に関する管理委託契約は、地方自治法改正により平成18年9月1日をもって失効している。

(オ) よって、平成18年9月2日より、連合会には当該物件使用料を徴収する何ら権限も無い。

(2) 措置要求

平成19年度に、白山市が同クラブに支払った放課後児童健全育成事業委託料のうち、法律上の根拠なくして連合会に支払った平成18年9月以降の当該物件使用料相当額の損害賠償を白山市長に求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

請求書受付：平成20年9月2日

要件審査：平成20年9月2日

監査会議：平成20年9月3日

請求書受理：平成20年9月3日

受理通知：平成20年9月4日

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 放課後児童健全育成事業委託料に係る財務会計上の行為の事実関係
- (2) 当該物件管理委託契約の違法性の事実判断
- (3) 損害賠償措置の必要性の判断

2 監査対象部局

白山市健康福祉部（子育て支援課）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 事実証明書^{の提出}

[平成20年9月1日提出分]

- 一 支出命令伝票(平成20年3月25日支払い分)
- 二 千代野放課後児童健全育成事業委託変更契約書・別紙

(平成20年3月17日付け)

(2) 陳述

請求人の陳述は、平成20年9月19日(金)午後3時から白山市役所の監査委員室で行うことを本人に通知したが、当日、請求人は欠席した。

4 請求事項の財務事務監査及び事情聴取

- (1) 請求事項に関する財務事務について、市の関係部局から関係資料の提出を求め、平成20年9月3日から9月18日にかけて審査を行った。
- (2) 平成20年9月19日(金)午後3時から、本件請求事案の関係部署である白山市健康福祉部の職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

(主文の内容)

監査の結果、違法性の事実は認められない。したがって、千代野ありんこ学童クラブに係る放課後児童健全育成事業委託料3,935,500円の内、平成18年9月分以降の当該物件使用料相当額190,000円の公金支出に関する請求人の主張については、措置の必要を認めないものと判断する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 千代野学校開放管理センター通称千代野第三集会所の経緯

- ① 当該物件は、昭和54年度に松任市が「千代野学校開放管理センター」として建設し、昭和55年4月から供用を開始する。
- ② 昭和55年9月1日から昭和58年4月13日まで、石川県住宅供給公社へ貸与する。

③ 昭和58年7月1日から、千代野地区町内会（現連合会）に当該物件の管理を委託し、集会所として使用することを許可する。

同時期、千代野ありんこ学童クラブも同集会所の使用を開始する。

④ 昭和60年10月21日、再度、千代野地区町内会（現連合会）と当該物件の管理委託契約を締結する。

⑤ 平成9年4月1日、千代野町内会連合会と千代野ありんこ学童クラブの間で、当該物件の使用について文書で確認する。

⑥ 当該物件は、平成16年12月1日、松任市教育委員会・生涯学習課から松任市健康福祉部児童家庭課（現白山市健康福祉部子育て支援課）へ所管換された。

⑦ 平成20年7月31日付けで、当該物件に関する連合会との管理委託契約を解除する。

(2) 千代野ありんこ学童クラブの経緯

① 同クラブは、昭和57年4月1日に創設され、松任市から同クラブ運営費補助金を受けている。更に、昭和58年度から平成19年度まで、放課後児童健全育成事業委託料が松任市・白山市から交付されている。

② 同クラブの設置場所は、昭和58年度以降、当該物件である千代野第三集会所内である。

(3) 平成19年度放課後児童健全育成事業の経緯

① 白山市は、同クラブと平成19年12月27日付けで覚書を交換し、平成19年4月1日に遡り、放課後児童健全育成事業委託契約を締結する。

(委託額；3,743,500円)

② 平成20年3月17日、①の委託契約を変更する。

(委託額；3,935,500円)

③ 同クラブに対する委託料の支払状況は、次のとおりである。

・平成19年12月28日 2,805,000円

・平成20年 1月25日 625,000円

(小計) 3,430,000円

・平成20年 3月25日 505,500円

(計) 3,935,500円

(4) 当該物件使用料支払いの経緯

- ① 当該物件の使用料については、連合会で第一から第五集会所の使用料金を決めており、第三集会所1階を学童クラブが使用する場合は月1万円となっている。
- ② 平成20年1月31日、同クラブは連合会へ、平成18年4月から平成20年3月分までの2カ年分として240,000円を支払った。

2 請求人の主張と関係職員の陳述

- (1) 請求人の主張は、当該物件は地方自治法上の「公の施設」に当たり、平成18年9月2日以降は、直営又は指定管理者による管理でなければならず、白山市と連合会との管理委託契約は無効であり、連合会には当該物件に対する権限は無い。

したがって、平成19年度に、白山市が同クラブに支払った放課後児童健全育成事業委託料のうち、平成18年9月分以降の当該物件使用料相当額の公金支出190,000円の損害賠償を白山市長に求めるものである。

- (2) 白山市健康福祉部子育て支援課の説明では、連合会とは当該物件の管理委託契約をした中で、同クラブに使用させることを了承している。

同クラブに対する平成19年度の放課後児童健全育成事業の委託については、平成19年4月1日に遡り契約している。また、設置場所である当該物件についても、平成19年4月1日に遡って使用することが、連合会と同クラブの間で合意されている。

委託料の支払いについては、白山市放課後児童健全育成事業実施要綱及び同事務取扱要領に基づき適切に執行されたものであり、違法性はない。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、請求人の主張と関係職員の陳述等を総合して、次のように判断する。

- (1) 放課後児童健全育成事業は、保育所等を経営する事業と同様、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に基づく第二種社会福祉事業であり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に基づく事業である。

また、平成19年3月30日付け文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通達「放課後子どもプラン推進事業の推進について」の中で、本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保

育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施することになっている。

よって、当該物件を放課後児童健全育成施設として使用することに違法性はない。

(2) 当該物件管理委託契約の違法性の事実判断

- ① 昭和58年7月、松任市と連合会との間で、当該物件の管理委託契約が最初に締結され、後昭和60年10月21日に再契約されている。

この契約書第5条第2項の規定により、双方特段の意思表示のない限り、契約は更新されることになっており、平成19年度末現在も契約は継続されている。

- ② 当該物件の財産的位置付けであるが、本来、「公の施設」すなわち公共用財産（行政財産）であれば設置条例が必要であるが、平成19年度末現在、当該物件の設置条例は無い。したがって、「公の施設」ではなく、普通財産として取り扱われるものと思慮される。

- ③ ②により、当該物件は、地方自治法の「公の施設」ではなく、普通財産として民法上の管理委託契約がなされていると解する。

よって、同クラブに係る放課後児童健全育成事業委託料のうち、当該物件使用料相当額の公金支出の損害賠償の請求について、その措置の必要を認めない。

4 結 論

以上のことから、本件請求については、措置の必要を認めないものと判断する。